

海老名市事業系ごみ減量化に係る支援等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者による事業系ごみ減量化の促進を図るための支援策等について必要な事項を定める。

(支援対象事業)

第2条 市内事業者による事業系ごみ減量化のための支援は、次のとおりとする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機貸出事業
- (2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業
- (3) 優良取組事例認定事業

(家庭用生ごみ処理機貸出事業)

第3条 前条第1号に規定する家庭用生ごみ処理機貸出事業において、家庭用生ごみ処理機（電力により機械的に容器内部の生ごみをかくはんさせ、生ごみを減量化する処理機をいう。同条において同じ。）の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所（事業活動が行われる一定の場所）を有する者（営利を目的として生ごみの減量化に係る事業を営む者を除く。）
- (2) 家庭用生ごみ処理機の設置場所を確保し、貸与期間中、適正に利用できる者
- (3) 市の指定した場所において、家庭用生ごみ処理機の引渡し等が行うことができる者
- (4) 市長が別に実施するアンケート調査等に協力できる者

2 家庭用生ごみ処理機の貸与台数、貸与期間、貸与回数及び貸与に係る費用は、次のとおりとする。

- (1) 貸与台数 1事業所につき3台まで
- (2) 貸与期間 3か月以内
- (3) 貸与回数 年度2回以内
- (4) 貸与に係る費用 無償とする。ただし、処理機の引取り及び返却並びに貸与

期間中の維持管理に要する一切の経費は、利用者の負担とする。

- 3 家庭用生ごみ処理機の貸与を受けようとする者（以下「貸与申請者」という。）は、海老名市家庭用生ごみ処理機貸与申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、その結果を海老名市家庭用生ごみ処理機貸与承認（不承認）通知書（第2号様式）により貸与申請者に通知するものとする。ただし、家庭用生ごみ処理機を損傷するおそれがあると認めるとき又はその他市長が不適當と認めるときは、貸出しを行わないものとする。
- 5 前項の規定による承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、家庭用生ごみ処理機を借用する際は、海老名市家庭用生ごみ処理機貸出物品受領書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 6 第4項の規定による承認を受けた者は、家庭用生ごみ処理機の利用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1） 家庭用生ごみ処理機を他の目的で利用しないこと。
 - （2） 家庭用生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
 - （3） 家庭用生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
 - （4） 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- 7 利用者は、貸与期間中に次の各号に掲げる事由があると認めるときは、次の各号に定めるところにより、対応しなければならない。
 - （1） 家庭用生ごみ処理機に亡失、破損、故障等の事故が発生したとき 海老名市家庭用生ごみ処理機事故報告書（第4号様式）により市長へ報告
 - （2） 前号の事故が自らの責めに帰すべき事由によるものであるとき 家庭用生ごみ処理機に発生した損害に対する市への賠償
- 8 市長は、利用者がこの要綱に違反したときは貸与の承認を取り消すことができるものとし、当該取消しによって利用者に損害が生じても、その責めを負わない。
- 9 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに家庭用生ごみ処理機を返却しなければならない。

- (1) 第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 第6項の規定に違反したとき
- (3) 貸与期間が満了したとき

(家庭用生ごみ処理機購入費補助事業)

第4条 第2条第2号に規定する家庭用生ごみ処理機購入費補助事業において、補助の対象となる家庭用生ごみ処理機（生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物の活動を利用して分解し、その容量を減少させ、堆肥化又は減容化する処理機をいう。同条において同じ。）は、次のとおりとする。ただし、焼却炉を使用するものや圧縮又は脱水等の方法により発生した処理水を家庭配水管（下水管）等に直接排水するものなど環境に負荷を与えるものは除く。

- (1) 電動式家庭用生ごみ処理機 家庭用電源で稼働可能なもの
- (2) 非電動式家庭用生ごみ処理機

ア 土中又は土中以外の微生物を利用する容器であるもの

イ 臭気等の発散、雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの

2 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業における、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 家庭用生ごみ処理機を補助対象者の事業所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できる者
- (3) 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税を滞納していない者

3 前項に規定する処理機の補助対象数は、1事業者つき電動式家庭用生ごみ処理機にあつては3台、非電動式家庭用生ごみ処理機にあつては2台までとする。ただし、家庭用生ごみ処理機について、当該補助を用いて購入後5年が経過した場合又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 補助金の金額は、次に掲げる金額とし、補助金の算定に当たっては、運搬、設置、保証料等の費用は含まないものとする。なお、算出した補助金の額に100円未満の

端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 電動式家庭用生ごみ処理機 1台につき家庭用生ごみ処理機本体の購入金額（消費税を含む。）の4分の3とし、1台につき50,000円を限度とする。

(2) 非電動式家庭用生ごみ処理機 1台につき家庭用生ごみ処理機本体の購入金額（消費税を含む。）の4分の3とし、1台につき25,000円を限度とする。

5 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、海老名市家庭用生ごみ処理機（電動式・非電動式）購入費補助金交付申請書（第5号様式）に購入した処理機の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

6 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、その旨を家庭用生ごみ処理機（電動式・非電動式）購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

7 前項の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付請求書（第7号様式）により、速やかに市長に補助金の請求をしなければならない。

8 補助事業者は、その家庭用生ごみ処理機を適正に維持管理し、生ごみを堆肥化又は減容化し、自己処理しなければならない。

9 市長は、補助事業者が虚偽の請求その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（優良取組事例認定事業）

第5条 市長は、市内事業所において、事業所内の事業系ごみ適正排出及び減量化を促進するための取組について、優良取組事例として認定することができる。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年8月1日から施行する。